

平成 29 年 5 月 12 日

各位

会社名 株式会社東京自働機械製作所

代表者名 代表取締役社長 山本治男

(コード番号 6360 東証第 2 部)

問合せ先 取締役執行役員総務担当 垣内 真

(TEL.03-3866-7171)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決定するとともに、株式併合および定款の一部変更について平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 68 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 株式併合

### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することに伴い、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

### (2) 併合の内容

#### ①併合する株式の種類

普通株式

#### ②併合の割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

#### ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	14,520,000 株
株式併合により減少する株式数	13,068,000 株
株式併合後の発行済株式総数	1,452,000 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合の併合割合に基づき算出した理論値であります。

#### ④効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の併合割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	40,000,000 株
変更後の発行可能株式総数	4,000,000 株

### (3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株式数（割合）	所有株式数（割合）
10 株未満所有株主	171 名 (11.63%)	213 株 (0.00%)
10 株以上所有株主	1,299 名 (88.37%)	14,519,787 株 (100.00%)
総株主	1,470 名 (100.00%)	14,520,000 株 (100.00%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満をご所有の株主様 171 名（所有株式数の合計 213 株）は、株主としての地位を失うこととなります。

### (4) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定め

基づき、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### (5) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

①上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更するものであります。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

②「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款の第31条第2項および第42条第2項の規定を変更するものです。

なお、定款第31条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000</u> 万株とする。  (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株と する。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400</u> 万株とする。  (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株と する。

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第31条</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第42条</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第31条</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第42条</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

#### 4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 28 日 (予定)
定款変更 (第 31 条および第 42 条ならびに附則第 1 条の新設) の効力発生日	平成 29 年 6 月 28 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
定款変更 (第 6 条および第 8 条の変更) の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

#### 添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

(ご参考)

## 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

### Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会の議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少数の株式とすることです。

今回、当社では、10 株を 1 株に併合することを予定しております。

### Q3. 単元株式数の変更および株式併合の目的を教えてください。

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単位株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

併せて、当社株式につき、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行います。

### Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わらないため、株式 1 株当たりの資産価値は 10 倍になります。株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

### Q5. 所有株式や議決権はどうなりますか。

株式併合後の株主様の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された所有株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例②	2,500 株	2 個	250 株	2 個	なし
例③	1,074 株	1 個	107 株	1 個	0.4 株
例④	405 株	なし	40 株	なし	0.5 株
例⑤	52 株	なし	5 株	なし	0.2 株
例⑥	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

例①②に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。

例③④⑤⑥に該当する株主様は、株式併合の結果、1株未満の端数が生じるため、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。

また、効力発生前の所有株式が 10 株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

#### Q6. 受け取る配当金額への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して、1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

#### Q7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

単元株式数変更および株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成 29 年 5 月 12 日 取締役会（株主総会招集決議）

平成 29 年 6 月 28 日 第 68 回定時株主総会

平成 29 年 9 月 27 日 \* 当社株式の売買単位が 100 株に変更

平成 29 年 10 月 1 日 \* 単元株式数変更および株式併合の効力発生

平成 29 年 11 月上旬 \* 株主様へ株式割当通知発送

平成 29 年 12 月上旬 \* 端数処分代金の支払開始

\* 平成 29 年 6 月 28 日に開催予定の第 68 回定時株主総会において、株式の併合および定款の一部変更に関する議案が可決された場合の予定です。

**Q8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

特段のお手続きは必要ございません。

**【お問い合わせ先】**

当社の株主名簿管理人  
連絡先

みずほ信託銀行株式会社  
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)  
受付時間 9 時から 17 時 (土・日・祝日を除く)

以上